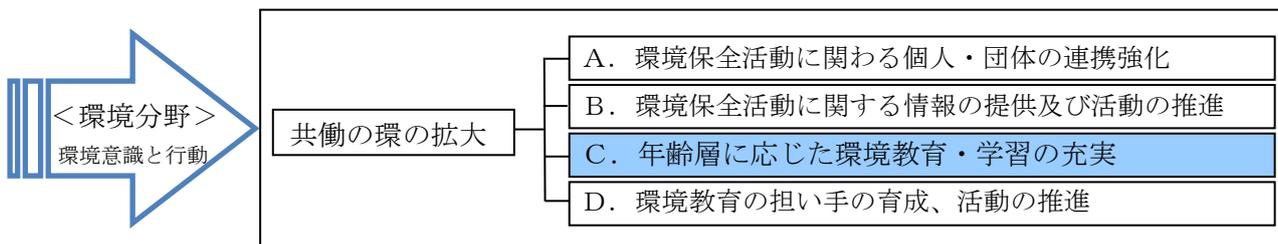


第2次古賀市環境基本計画における 「古賀市版環境カウンセラー制度」の位置づけについて



C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実

<取り組みの方向性>

「C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実」として、小学生から大人までの幅広い年齢層に応じたプログラムを作成し、環境教育・環境学習の推進を図ります。

<基本的な取り組み>

★C-①環境教育プログラムの作成と活用

施策番号：C-①	担当課：環境課、学校教育課、各教育機関	実施時期：前期～後期
<p>施策内容</p> <p>市・ぐりんぐりん古賀・学校の連携で、小学生を対象とした「環境教育プログラム」の作成に取り組みます。プログラムの内容は小学生の低学年から高学年までを対象とした授業に対応するため、自然環境・生活環境における様々な分野のプログラム整備を図ります。</p> <p>一方、中学校では独自で環境保全に係る清掃活動やボランティア活動を展開していることから、古賀市版「環境カウンセラー」による支援や、ボランティア団体などと連携しながら環境教育の推進を図ります。</p>		

C-②事業者向け環境教育の充実

施策番号：C-②	担当課：環境課	実施時期：後期
<p>施策内容</p> <p>C-①の環境教育プログラムの内容を発展させて、事業者が行う社員教育やISO14001、エコアクション21などの各種認証制度に基づく環境学習の場において、環境教育の充実を図る。</p> <p>また、環境教育などの取り組みを率先して行っている事業者の事例発表や研修会など、事業者相互の情報交換が行える場づくりを行います。</p>		



■千鳥ヶ池での環境教育



■事業者向け省エネセミナー

<ESDの視点を取り入れた環境教育プログラムの推進>

ESDとは、「持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development)」の略称で、一人ひとりが自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、さまざまな分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育のことです。地球環境問題などさまざまな世界的課題の解決のためには人づくりが重要です。国では、6つの社会づくりの構成概念と学習指導で重視すべき7つの能力・態度をESDで必要とされる視点として示しています。

<ESDで大切な視点>

●6つの持続可能な社会づくりの構成概念

：多様性、相互性、有限性、公平性、連携性、責任性

●7つの能力・態度

：批判的に考える力、未来像を予測して計画を立てる力、多面的・総合的に考える力、コミュニケーションを行う力、他者と協力する態度、つながりを尊重する態度、進んで参加する態度

本市においてもこれらの視点を踏まえた環境教育プログラムの推進に努めます。

<指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考(指標設定の考え方)
環境教育プログラム実施数	0回	30回/年 (平成35年度)	
環境教育を実施する事業者数の割合	53%(平成24年度)	66% (平成35年度)	事業者アンケートの数値を採用

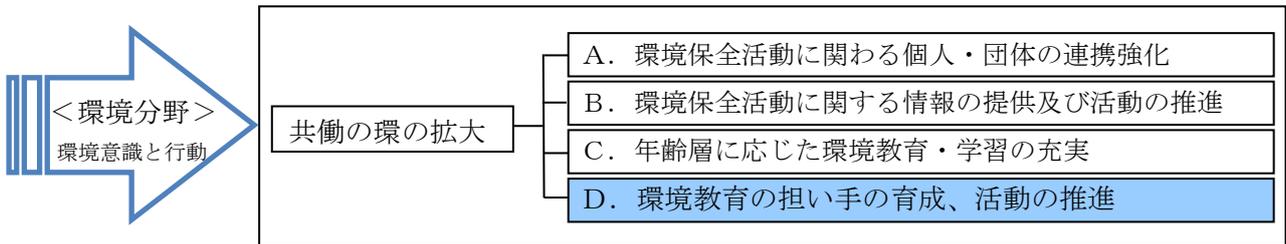
<目標達成に向けた取り組みの具体例>

市民(市民、地域組織、市民活動団体)

- ・家族で「環境」について話し合い、環境に配慮したライフスタイルへの改善に努めます。
- ・学習会や講習会などに参加することで、環境に対する意識を高めます。

事業者

- ・従業員に対する社員教育、研修などを実施し、環境意識の向上を図ります。
- ・講習会やセミナーなどの催しへ参加・協力します。



D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進

<取り組みの方向性>

「D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進」として、環境教育を実践するための人材育成や、自然環境や生活環境などの様々な分野における、環境教育に関する活動を推進します。

特に環境教育の実施に当たっては、市とぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）及び教育機関が相互に連携・協力を図りながら推進していくものとします。

<基本的な取り組み>

★D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成

施策番号：D-①	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
施策内容 学校や企業などに対して環境教育を実践する人材として、古賀市版「環境カウンセラー」登録制度を創設します。また、環境カウンセラーは「人材バンク」との連携を図りながらC-①の施策にある環境教育プログラムの推進を中心となって担い、様々な環境分野に関する知識や経験が豊富な人材が担います。人材の育成については、環境分野における資格や各種研修などの情報提供や、環境教育プログラム作成に向けた講習会の開催などの補助をぐりんぐりん古賀と共働で取り組みます。		

D-②環境保全に関する交流の場づくり

施策番号：D-②	担当課：環境課	実施時期：前期～後期
施策内容 市・環境保全活動団体を中心に、中・高生をはじめ一般市民を含む多様な主体で、環境保全活動や環境教育に関する意見交換のための交流の場づくりを行います。交流会では、様々な立場の主体が対等な関係のもと意見を出し合うことで、地域特性にあった古賀市独自の環境施策への展開を検討していきます。		



■2次計画策定の市民ワークショップ



■環境市民講座「水辺の楽校」

<ワークショップの活用・支援>

“ワークショップ”とは学びや創造、問題解決やトレーニングの手法の一つです。住民が中心となって地域の課題を解決しようとする場合にワークショップの手法がよく用いられます。地域のさまざまな立場の人が自ら参加して地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたりする場合に用いられ、参加者が自発的に作業や発言が行える環境が整った場でファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に作業を行うのが一般的です。

環境基本計画の改訂作業においても市民のニーズを踏まえた分かりやすく身近な計画づくりのため、公募市民22名によるワークショップを5回にわたって開催しました。環境課題、めざすべき環境像など、計画のさまざまな部分にワークショップの成果が活かされています。

今後もワークショップによる市民参加の機会を施策として検討していきます。

<指標と数値目標>

指標	現況	目標	備考(指標設定の考え方)
環境カウンセラーの登録数	0人	30人(平成35年度)	—
環境保全に関する交流の回数	0回/年	4回/年(平成35年度)	—

<目標達成に向けた取り組みの具体例>

市民(市民、地域組織、市民活動団体)

- ・環境に関する出前講座や古賀市版「環境カウンセラー」による人材派遣を積極的に活用します。
- ・ワークショップに参加し、市やボランティア団体などと共働で環境施策について検討していきます。

事業者

- ・従業員に対して「環境カウンセラー」への登録を奨励するとともに、学校の環境教育や環境学習の場に講師を派遣します。
- ・工場見学など既存施設を活かした環境教育・環境学習を推進するだけでなく、ワークショップを通して企業目線の意見を提言していきます。